

生活クラブ東京は 居住支援事業(住まいのサポート事業)を行っています

あなたの近くに、**住まい探しにお困りの方**がいらっしゃいませんか？

生活クラブ東京は東京都から
「**居住支援法人**」に指定されています

居住支援法人ってなあに？

居住支援法人(住宅確保要配慮者居住支援法人)は、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、家賃の債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として、都道府県が指定するものです。
(住宅セーフティネット法第40条:国土交通省HPより引用)

現在、ひとり親世帯・高齢者の方のご相談を中心に取組みを進めています。低所得者の方など、その他の方のご相談にも応じていますので、お気軽にご連絡ください。

対応のイメージ

■何にお困りかを伺い、課題を整理します

生活クラブ事務局が電話及び面談をして、詳しい状況を伺います。
※生活クラブで対応が出来かねるご要望の場合は、お断りする場合があります。

■住まい探しのサポートを行います

協力していただける不動産屋さんへ同行するなどのサポートを予定しています。

■見守りサービスなど住まい方のサポートを行います

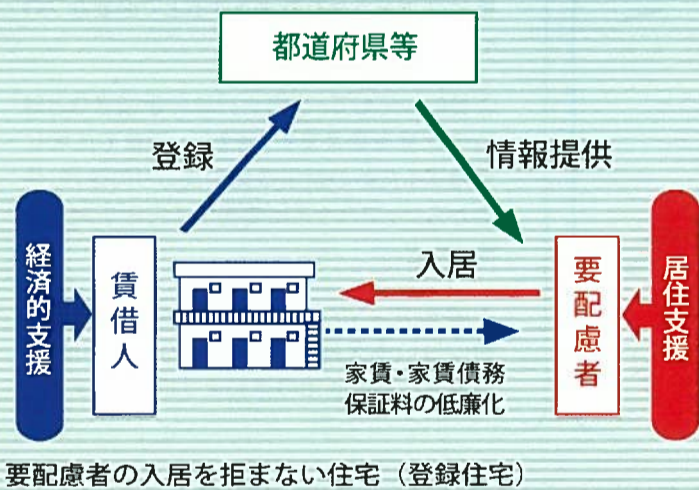
住まい手のニーズ、大家さんのニーズに応えます。例えば、週に1度電話で安否確認を行う、週に1度訪問して安否確認を行う、生活クラブに加入して週一回の配達の際に安否確認を行う…など。サービス内容は、順次充実させていく予定です。



住宅セーフティネット制度概要

①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つの大きな柱から成り立っています。

※居住支援法人は③を担います。



住まいづくり講座のご案内

『空き家どうしよう!?空き家・空き店舗の活用術』

年々、空き家は増える一方、空き家をどう活用できるのか。

- 講師: 加藤陽介さん(生活クラブ提携建築士)
- 日時: 2021年9月14日(火)13:30~16:00
- 場所: 生活クラブ生協 赤堤館(世田谷区赤堤4-1-6 東急世田谷線松原駅徒歩約2分)
- 申込み: 住宅事業室 / 電話03-5426-5209 ■参加費 / 一人1,200円

地域にとっても空き家、空き店舗の活用は大事な課題です。空き家所有者の視点と、活用したい側の視点を織り交ぜ、空き家の管理、住み開きのためのhow toの心得を学びます。また、ソーシャルビジネスやお店作り、まちの居場所、サードプレイス、住まい探しにお困りの方の居住支援の場としての空き家、空き店舗活用実例も紹介します。



◎ご相談は随時受け付けます

キリトリ線

FAX相談用紙

生活クラブ住宅事業室行
FAX:03-5426-5203

●具体的な相談概要

フリガナ	
氏名	
組合員コード	
電話	
連絡が付きやすい時間帯	